

## 第 1 回 森林・林業再生プラン実行管理委員会（議事録）

日 時：平成 23 年 11 月 2 日（水）18:00-19:45

場 所：農林水産省 第 3 特別会議室

出席者

岡田座長、酒井委員、土屋委員、永田委員、井上委員

皆川林野庁長官、沼田林野庁次長、末松林政部長、古久保森林整備部長、沖国有林野部長、安東企画課長、松原経営課長、渕上木材産業課長、阿部木材利用課長、本郷計画課長、肥後整備課長、鈴木経営企画課長

事務局

○事務局

それでは、定刻になりましたので第 1 回森林・林業再生プラン実行管理委員会を開催いたします。はじめに、長官より御挨拶申し上げます。

○皆川 林野庁長官

本日は都合上、夜の開催となつてしまい申し訳ありませんが、濃密な議論をお願いできればと思っております。

一昨年来、再生プランおよびその肉付け作業ということで委員各位には大変お世話になりました。私共も今年に入り、森林法の改正、さらには森林・林業基本計画および全国森林計画の閣議決定、最近では森林・林業の再生を実際に具現していくための財源的な手当ということについても努力させていただいております。私共なりに頑張りました結果、各地域でそれをお進めいただけるような素材となる予算というものも、3 次補正までの間にそれなりに確保できたかと考えております。

ただどうしても、「はやぶさ」のように長期間宇宙を飛行いたしますと、わずかな誤差が先々に行きますとそれなりに大きな誤差になってしまうことが往々にしてあります。そのため、途中で軌道修正を図り、小型ロケットのエンジンを若干ふかして本来の道筋に戻すことを折に触れてやらなければならないと考えております。そういった意味で、本日の実行管理委員会の場で、我々が各部門でどのようなことをこれまでやってきて、現時点でどこまできているのか、ということをお示しさせていただき、ご議論いただく過程で、本来の、本筋としての再生のための大きな方向性を皆で確認・共有することとしたいと思います。

ぜひ、忌憚のないご意見を多数お寄せいただき、濃密な議論ができることを期待申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○事務局

有り難うございました。

それでは、本日は一回目の委員会ですので、委員の皆様を紹介させていただきます。

（各委員紹介）

続きまして、当委員会の座長につきましてですが、林政審議会の会長であり、また基本政策

検討委員会の座長でありました岡田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異論なしの声)

それではこれ以降の議事進行につきまして、岡田座長からよろしくお願いします。

○座 長

ただいま指名いただきました岡田でございます。どうぞよろしくお願いします。

昨年の 11 月 30 日に、このプランにつきまして大臣に答申をいたしました。「改革の姿」という形でのまとめでございましたが、その細部にわたりましては、今日、委員としてお集まりいただきました皆様に大変なご尽力をいただいております。良いまとめができたものと、改めて御礼申し上げます。

その際に、推進本部の組織を一部改変いたしまして、この実行管理委員会というものを立ち上げていただきました。それはすなわち、新しい時代の政策形成過程ということで、PDCA サイクルをきちっとまわしていくという、方法論としての新しさを打ち出したものとして、評価ができると思っております。

本日は、その第 1 回目でございます。おそらく、当初の予定から見て、至らないところ、なお進められずにいるところ、あるいは十全に展開しているところ等あるかと思えます。忌憚のない意見をいただきたいと思います。

時間が限られる中で、いただいたご意見の質と深まりを十分に吸収しなければならないということは大変難しいと理解しておりますが、委員各位にはよろしくお願いします。

それでは早速、5 つの検討会がございましたので、各検討会の推進の担当課から進捗状況を提案いただき、その上でご意見をいただきたいと思います。

○林野庁

資料 1-1「森林・林業の再生に向けた取組」、1-2「森林・林業再生プランの実現に向けた各地域における取組状況」について説明

○座 長

有り難うございました。

非常に盛りだくさんの内容のあるところを、ポイントを絞ってご説明いただきました。委員各位からご意見をいただきたいと思います。

○委 員

これからの進行について伺います。資料 1-1 を見ますと、検討委員会のうち、第 2 回実行管理委員会の前に開催が予定されているのは「路網・作業システム検討委員会」のみで、その他の検討委員会は第 2 回実行管理委員会の後に開催されることになっています。そうすると検討委員会でのより詳しい検討計画をどう実行管理委員会で反映するのでしょうか。別の言い方をすると、実行管理委員会と各検討委員会の関係はどうなっているのでしょうか。今後 PDCA を回すときに、どういう形で各課題を回していくのかが見えないと感じているのですが。

○林野庁

資料の記載位置が悪く反省しております。この点については、実行管理委員会を各検討委員会より後に記載し、各検討委員会で集約されたことを実行管理委員会でご報告いただくという

形が適切であると思っております。

できる限り、一年間やってきたことを振り返られるよう、年度の後ろの方がいいのですが、年度末に近過ぎると次の政策に反映するための時間が足りなくなってしまうという問題もありますので、できれば2月中に各検討委員会を開いて3月頭に実行管理委員会を開催し、その結果を来年度の施策に反映できるようにしていきたいと考えております。

○座 長

有り難うございました。

他にご意見ございませんでしょうか。基本政策に関係するところの、いわば実行の状況、あるいはこれは地域差が非常にあるものですから、具体的な事例を含めて現在の状況についてご説明いただきました。

続いて資料2に関連してご説明、ご提案をお願いします。

○林野庁

資料2「森林計画制度」について説明

○座 長

有り難うございました。ただいまの資料に関しましても、基本政策検討委員会が所掌したところでございます。ご質問、ご意見いただきたいと思います。

いろいろと新しいことが出てきてございますし、あるいは既に制度としてはあったものの実効性にやや難点があった部分を大きく打ち破っている点が非常に目立つかと思えます。

○委 員

資料2の3ページ目に関し、先日東京都の森林審議会に出席した際に、森林経営計画の策定にあたって「林班面積の2分の1以上」という要件が厳し過ぎないかという声を聞きました。東京都において、今の森林施業計画樹立者全員が仮に森林経営計画を策定しようと思ったとしても、おそらく林班面積の2分の1に達するものが4割程度で、それ以上は厳しいということ。東京都でもそうであるので、他の地域でも2分の1という要件は厳しい。そういう意味で、この「2分の1」というのは必ず乗り越えなければならない要件なのでしょうか。

また、森林経営の受託という案件が、例えば現在の主な形態である「長期施業受委託」よりも少しハードルの高い、経営の委託のようなものでなければ認められないと聞いています。とすると、今現在、実際の経営委託というものは本当に限られたものですので、その辺が事実なのかどうか。またそれが現実問題として運用等で緩くなるのか、質問します。

○林野庁

まず「2分の1」の関係でございます。1つの林班で計画を立てるのであればその林班の2分の1以上を、複数の林班であれば合計面積の2分の1以上を対象にしていなければならないということですが、これについては、今後集約化を進めていかなければならないこと、また公益的機能の発揮の観点からも面的な森林整備を計画的にやっていかなければならないことという両面から考えて、「2分の1」を運用で緩めるといったことは考えておりません。ただ、この点については現場の反応をよく注視していきたいと考えています。

2点目についてですが、本当の経営の委託ということではありません。ただ今までと同じよ

うな、単なる5年間の請け負わせ契約で、実際には請け負った側が一回一回所有者の意向を確認しなければならないような内容では駄目だということ。完全に経営を委託しなければ駄目ということではなく、かなりハードルは緩くしているつもりなのですが、それでも今までよりは一つハードルを越えていただかななくてはならないという意味合いでございます。単に5年間の契約を請け負った者が計画を立てるということではなく、請け負った側がその間の責任をきちんと取れる、そういう仕組みを最低限のレベルとして各県に提示をさせていただきました。そういった意味で、完全に経営を委託しなければならないというところまでは全然進んでおりません。最終的にはそこまで進めたいと考えていますけれども、今回は一段階段を上っていただきたいという程度の契約内容を示させていただいているところです。

○座 長

施業の持続性と計画性を担保する契約、これは検討会の議論の時にもそういう話がありました。

○委 員

基本政策検討委員会での森林経営の受託に関する議論について伺いたいのですが、長期施業受委託であれば、例えば森林組合だったら、何かをやるときには当然プランを示しておいて、それに対する是非を所有者に諮りながらやっていくという形になっているんですね。そのぐらいのレベルのところを想定しているのではないかと私個人としては思っていたんですが、もうちょっとレベルの高いところを基本政策検討委員会では議論・想定していたということになりますか。

○座 長

実は計画制度については、親の委員会以外のところできちとした議論がないと提案もできないということで、委員の中のプロみたいな人達に集まってもらって議論をしていたわけですが、やはりこれからのきちとした持続性、本当の計画性という中身がないと、事業体を育成したり、「単なる所有」から「経営」へという階段を上らせるということは至難であるという理解の下に、今回の計画制度が策定されているということです。その具体的なレベルはどこなのか、という細かい議論は必ずしも十全ではなかったのかもしれませんが、それには地域差があるという問題もあります。

○林野庁

今の土屋委員のご質問に関しまして、資料1-2の15ページをご覧くださいませでしょうか。ここに、日吉町森林組合の広報誌がございます。この『日吉町森林組合の対応』という文章で、「またもう一つ、『経営を委託すると組合の都合で勝手に間伐や作業道を開設されるのではないかと心配される方がいるかもしれません。』とあり、実際私共も現場の声として、こういった点がご懸念されていると聞いております。この文章は緩めには書かれておられますが、100%お任せするというわけではなく、個々の施業というものはその時々によって事情がありますので、それについては若干含みを持たせた形と私共は理解しております。基本的には先ほど計画課長が申しましたとおり、お任せいただくのがベストなのですが、そこは一步ずつ階段を上っていくというプロセスが必要なのだと思います。

○座 長

そのほか、いかがでしょうか。ないようでしたら、資料の3番目、路網に関する議論に進みたいと思います。

○林野庁

資料3「路網・作業システム」について説明

○座 長

有り難うございました。

すでに23年度、29路線について計画あるいは一部着工済みのものがあるということでご説明いただきました。ご質問・ご意見いただきたいと思います。

○委 員

1ページの作設指針の制定状況で、「近々制定予定」というものがありますが「近々」とはどの程度を想定しているのでしょうか。

もう一つ、5ページの「森林作業道オペレータ育成事業研修進行状況」について、特にフォローアップ研修についてですけれども、予算積算350人に対して応募人数が250名程度であることについてどのように評価されているのか、この二点についてご説明ください。

○林野庁

1点目について、「近々」とは「既に出来上がっていて決裁中」だということで報告いただいているものですので、本当にすぐにできるという意味でこのように記載しております。

フォローアップ研修については、確かに予算の350人に対して少し足りない状況ですが、これからまだ研修をやっていく状況でございますので、さらにいろいろなところへの紹介や斡旋を進めまして、この規模に達するよう努めてまいります。

○委 員

補足しますと、去年の11月にプランの「最終とりまとめ」があつてから、林道規程を改正して林業専用道のバックアップをしています。また国が「林業専用道作設指針」と「森林作業道作設指針」を基本的な内容で示し、各都道府県が地域の実情に合わせた指針を作成しているということでございます。

今年度、私共の課題といたしましては、新たにできた林業専用道をいかに育てて血を通わせていくかということで、そのプランニングと、作設する方の人材育成が急務になっており、研修を活発に進めているという状況です。林業専用道の研修を始めた当初は不安も随分あったようですが、3回、4回と回を重ねるごとにだいたい現場に浸透してきたように感じます。ただ今後は、どちらかというと民有林の方で、提案型集約化施業との絡みで林業専用道をどう効果的に、カンフル剤としてバックアップしていくかが検討委員会の課題になっているかと思います。

○座 長

この2ページのところで、具体的には富山の細島の短い林業専用道ですが、メートル単価10万円となっていますけれども、これに対して指導などを行うのでしょうか。

○林野庁

特に考えておりません。

○座 長

そのほかいかがでしょうか。よろしければ、次の資料4に移りたいと思います。

○林野庁

資料4「森林組合・民間事業体」について説明

○座 長

ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問、追加説明等はございますでしょうか。

○委 員

この部分の検討委員会の委員長をやったわけですが、追加説明ではなく質問です。検討委員会の時にいろいろところで議論して苦労してまとめたわけですが、特に、「事業実行段階のイコールフットイング」ということについては、地域によって事情がかなり違うので、それをどう入れるかということについて我々も経営課と一緒に悩みましたが、国がガイドラインを示し、都道府県が地域の実情に合わせそれをやるという形になりました。

また、「本業優先のルール」いわゆる員外利用の話ですが、これも地域により事情が異なるであろうから、国が独善的にやるのではなく、都道府県などと地域の実情を勘案して作ろう、という話になりました。都道府県との議論が事前にできているということは説明を聴いて分かるのですが、どの程度議論されたのでしょうか。

○林野庁

まず1つ目、林業事業体の登録・評価についてのご質問についてでございます。7ページ「参考6」をご覧ください。ここでは、国と都道府県の役割分担について書いています。図中の「登録」「評価」「明確かつ客観的な基準」に共通する考え方としては、林野庁が統一的な考え方を示し、都道府県が実態に応じて肉付けするという形を基本にしておりまして、このペーパー自体、都道府県とやりとりをして作成したものです。通知案自体も、都道府県と往復して調整しているところです。

また、員外利用、本業優先のルールについては、総論的にはいまお話ししたとおりですが、森林組合は都道府県の権限下にあるため、通知案を事前にお示しし、実際にワークするかどうかも含めてよく見ていただいた上で、私どもの考え方も含めて十分議論して進めてまいりたいと考えております。

○座 長

そのほかいかがでしょうか。よろしければ次の資料5、人材育成の関係に移りたいと思います。

○林野庁

資料5「人材育成」について説明

○座 長

ありがとうございました。大変細かいですが、内容がよく分かる資料を提供していただきました。ご質問、ご意見いかがでしょうか。

○委 員

資料2 ページ目「共通」欄の「木材流通・販売」という科目の研修内容が「企画中」となっています。今後は、木材流通にも携われるフォレスターが必要だと思いますので、この分野が棚上げになるのはもったいないと思います。これは国産材加工・流通・利用検討委員会でも検討されている部分であり、よく連携していただき、この分野を充実させていただきたいと思います。

○林野庁

「企画中」としている理由の1つとして、これから通信研修を行うこととしており、詳細を詰めているということがあります。また、准フォレスター対象の研修ということで、森林計画や路網に重点をある程度絞り込んでいます。ただし、ご指摘の内容はフォレスターとしては大事な部分ですので、フォレスターに向けた研修の中には、今後取り入れていきたいと考えております。

○林野庁

補足ですが、准フォレスター研修の中で、国産材加工・流通・利用検討委員会の先生方も含めて、流通業界の方々に講師になっていただくことをやっています。

この講師の方々の感想に、この研修を受けに来られた方々があまりにも川中・川下についての知識が乏しいというものがありました。ここは重要な分野であり、今後のフォレスター研修の中でしっかり取り組んでいく必要を感じております。

○林野庁

関連ですが、資料の3 ページ「研修Ⅱ」の4 日目のコマに「木材流通・販売」があります。先程説明しました通信研修に加えて、この講義があります。

○委 員

この点、非常に重要だと思います。これからのフォレスターには、川上・川下のミスマッチを解消する役割を担っていただくことになりますので、販売の競争力をアップするためにも、是非お願いしたいと思います。

○委 員

「森林計画制度の見直し」の箇所で言うべきことだったかも知れませんが、「人材の育成」というのは、「これからどのような制度にしようか」ということと表裏一体だと思います。市町村森林整備計画のマスタープラン化に対応してフォレスターを育成することとなっていますが、市町村森林整備計画をつくるために必要な研修内容となっているかどうか、という点の説明がなかったので、説明をお願いします。

また、これは集約化にも関わりますが、森林経営計画と集約化については、これを担っていくためにも森林施業プランナーの質的向上が必要ということを言っていますが、これがどのよ

うにできているのかという点についても説明をお願いします。

○林野庁

フォレスター研修の内容についてご説明させていただきます。資料5の2ページに「フォレスター人材育成プログラムと准フォレスター研修等の内容」というものがあります。フォレスターとして具備すべき要件をまとめ、これに対応するかたちで研修を組んでいこうと考えており、林野庁だけではなく「研修運営委員会」で内容を整理した結果、このような形になりました。研修内容については、今年度の研修結果を踏まえて、PDCAで見直していく予定です。

○座 長

フォレスターの人数確保の見通しについてはどうでしょうか。

○林野庁

それについては、「参考3」の一番後ろの工程表にあるように、フォレスターについては都道府県、国の職員を准フォレスターとして1,500人から2,000人を研修して確保することとなっており、最終的には2,000～3,000人を目指しています。

今年度450人を育成しており、このペースで必要な人材を育成していきたいと考えています。

○座 長

現実には、市町村森林整備計画を作成する市町村数が・・・

○林野庁

1,200あります。人数的には、1つの市町村に1人以上張り付くことになります。

○座 長

10年後はそれでよいのですが、そこに至る途中途中のところで大丈夫なのか懸念しています。

○林野庁

その点につきましては、複数のフォレスターが複数の市町村の対応をするということで、全ての市町村に准フォレスターが目を配りながら市町村森林整備計画を立てていける体制にしたいと考えています。

○林野庁

プランナーに関する質問について、私から答えさせていただきます。資料4の5ページ、「森林施業プランナーの実践力向上」をご覧ください。「平成23年度末までに、基礎的知識・技能を有する者を2,100人育成」というのは達成できるのですが、実際プランナーは、フォレスターと連携しながら集約化施業を担うものであり、国としてもOJTやいろいろな研修を通じて育成していきたいと考えています。

24年度以降、実践力を身につけたプランナーを育成するために、ステップアップ研修を引き続き行うことにより能力を向上させるということに加え、併せて認定の仕組みを作っていくなかで必要となる資質を明らかにし、認定を目指して実践力向上に努力していただくということを考えています。

○座 長

ありがとうございました。次の資料6に移りたいと思います。

○林野庁

資料6「国産材の加工・流通・利用」について説明

○委 員

資料6だけの話ではないのですが、特に国産材の加工、流通、利用については、守備範囲が広いものですから、「あれをやった」「これをやった」というものが沢山出て来ると思われます。これでは非常に分かりにくいので、例えば資料4で提示していただいているように、それぞれの委員会毎のアウトプットとして「現在までの取組状況と成果」「今後の取組」などが分かる表を作成していただければ分かり易くなるのではないのでしょうか。今回の資料では14ページに「国産材の利用拡大の主な取組」というものがありますが、これも国産材加工流通利用委員会が対象とする全てを網羅したものではありません。是非、お願いします。

また、プランの内容にはないことですが、この度の東日本大震災は国民にとって重大な問題であり、行政的に対応すべきことも多くあります。例えば、住宅の分野でも木材利用を推進したいのですが、震災の関係で大船渡市では木造住宅禁止を条例化する動きがあるようですが、このような点についても、林野行政として臨機応変な対応が必要ではないでしょうか。

○林野庁

1点目のご指摘については、そのような資料を作成いたします。

2点目の件については、今回の震災に対して「木造」というものをしっかり評価する必要があると考えています。大船渡の条例はまだできていないわけではないのですが、私共としましては、例えば「資料1-1」の来年1月の欄に、「復興住宅シンポジウム」というものがあり、震災と木造に関して、仮設住宅から復興住宅までいろいろな話がありますので、先生のご指摘も踏まえて、シンポジウム形式で一定の整理をしたいと思っています。

○委 員

大船渡の問題などは、風評被害に関わる部分があります。「木造は災害に弱い」ということが国民に浸透すると、我々の活動がネガティブに捉えられてしまいます。来年1月を待たずして、何らかのコメントを出した方が良くかも知れませんね。

○林野庁

コメントを出した方が良いのかも含めて考えたいと思います。

○委 員

参考3の最終ページの工程表をみると、④に「コーディネーターの育成」というものがありますが、これについて具体的に説明していただけないでしょうか。

○林野庁

コーディネーターについては、フォレスターの研修内容の箇所です。川中・川下のご議論があり

ましたが、より一層、川中・川下に関係するもので、予算措置としては資料の 10 ページや 11 ページで積極的に取り組んでいただいている方々に成果をまとめていただき、いい取組を普及していくことに取り組んでいきたいと考えておりますし、12 ページにあるように、具体的に原木の流通を素材生産などの観点でコーディネートしていく事業をやっていくことを考えています。

○座 長

ありがとうございました。

他にないようでしたら、せっかく第 1 回目の実行管理委員会ですので、全般について、今日お集まりの各委員よりコメントを手短にお願いしたいと思います。

○委 員

会議の中でもお話ししましたが、本会は実行管理委員会ですので、何が実行されていて何が実行されていないのかを管理しないといけません。工程表には、各検討委員会の報告書の各項目が記載されているわけですから、それらが「どこまで進捗できているのか」「10 年後を見据えた時にどうなのか」を提示していただければ、それぞれについて、もっと深い議論ができるのではないかと思います。

○委 員

一番言いたかったことは今の井上委員と同じです。実行管理という名称に即した議論ができるようにしていただきたい。

人材育成の重要性は何度も指摘されていますが、説明を聞くと、複数の課が関わって、それぞれ色が違うことをやっているという状況です。ある人間がキャリアアップしていく段階で制度が違ってくるとなるとしたら良くないと思う。これを統括するような仕組み、人材育成検討委員会よりももっと実行段階の統括組織が必要ではないでしょうか。

○委 員

路網・作業システム検討委員会について、今年度はフォローアップをどうするかということが課題。フォレスター対象に路網の講義があるのですが、どうも路網や作業システムについての知識が乏しい中、これから准フォレスターになる方にも路網の研修の充実が必要かなと痛感しています。

○委 員

第 2 回の実行管理委員会のあり方について先程、資料 1－1 にあるような形でなく、それぞれの検討委員会を受けて開催する形にするとのお答えがありましたが、そのような形でないと、私としても、1 つの検討委員会の座長として来ているのにも関わらず、進捗状況を把握していないということになります。お互いの実行状況を把握すべき会議なのにそれができず申し訳ないという気持ちです。次回、よろしくお願いします。

○委 員

私からも一言。プランの達成のためには、単に法律の文章を変えて計画が新しくなったということだけでなく、きちっと実行されることが重要です。垂直的なところで見ると、いまなお

温度差がありますし、現場サイドの水平的な観点でも地域により大変な温度差があると感じます。この温度差をできるだけ解消する手立てを、地域や他省庁と密に意見交換して埋めていく努力が必要だと思います。よろしくお願いします。

○皆川 林野庁長官

ひと言よろしいでしょうか。

各担当からの報告に有益なコメントをいただきありがとうございました。本日、時間のない中、進捗状況の裏側にある事情を申し上げることができませんでしたが、震災の発生という非常に大きな影響を受けているなか、我々なりに一生懸命取り組んだ結果の到達点が本日の報告内容でございます。

また、現場を動かす際には、彼ら自身が持っている既存の制度施策の巡航速度や進路を変えることが必要であり、一筋縄ではいかなかった局面が多々ありました。各検討委員会では、このような我々の苦労した部分も含めてお示ししながら、進行管理をお願いできればと考えております。

○座 長

ありがとうございました。この大きな林政改革の目玉の部分を PDCA で進行管理するのがこの委員会であり、第 1 回目であるいはご不満のある方もいるかとは思いますが、今後、中身を粛々と作っていく努力をしたいと考えております。

本日はどうもありがとうございました。